

治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン)第1版(素案) パブリックコメントに対する対応案

分類	小分類	意見要旨	意見数	対応案
計画全般-1	方針	・計画全体として「治水とまちづくり」としているが、生命と財産を守ることを第一とした計画にするべきです。	1	・本マスタープランのP13/14「方針①」地域的特性を踏まえたあらゆる関係者の協働による治水対策において、早期に住民の生命等を豪雨災害から守ると記載しており、住民の安全確保が最優先の計画としています。
計画全般-2	要望	・支川を含む一部の地区では住民への説明が行われておらず、住民の要望が把握されていません。	1	・本マスタープランのP17「各地域の意向に沿った整備の進め方」において、住民説明会を開催し住民の意向を把握して地区別の事業計画を決定することを記載しています。 ・今回のマスタープランに記載の無い地区においては関係機関との協議・調整が整い次第、次期のマスタープラン改定時に対応することとします。
計画全般-3	記載内容	・方針③は記載に具体性がないため、具体的な施策を明示してほしい。	1	・本マスタープランは、あらゆる関係者の協働により将来世代まで住み続けられる江の川中下流域を目指す共通指針であり(マスタープランP2参照)、今後このマスタープランの方針を基に、関係する他の計画も含め具体的な内容を検討していく予定です。
治水対策-1	河道掘削	・河口部の砂州が拡大していることが心配です。大きな池ができているような状況です。	1	・江の川水系河川整備計画【国管理区間】(H28.2)(以下、河川整備計画という。)のP84～86「2)河道掘削等」において河口部の掘削(区間①)が示されており、河道掘削により上流側の水位を低減させることとしています。 ・本マスタープランにおいても河口部の掘削をP13/14に記載しております。
治水対策-2	河道掘削	・100年先までの安心・安全は常日頃からのこまめな河川の手入れや手当てが必要です。そのため、江の川は掘削を伴う浚渫を定期的に行うことが必要です。	1	・河川整備計画のP84～86「2)河道掘削等」において江の川本川の掘削が示されています。また、河川整備計画のP94～95「(4)河川の維持管理」において堆積土砂の撤去が示されており、河道掘削や堆積土砂の撤去により流下能力を確保していきます。 ・本マスタープランにおいても江の川本川の掘削をP13/14に記載しております。
治水対策-3	内水対策	・平成30年7月豪雨をはじめ、令和2年7月豪雨や令和3年8月豪雨において、江の川本川の水位が上がるとともに内水氾濫が発生しました。そのため、外水対策と同時に内水対策も必要です。 ・堤防整備が予定されている地区について、堤防完成後に内水被害が想定されるため、内水対策が必要です。	4	・本マスタープランのP19/20「9.江の川中下流域の将来像イメージ」において、内水を含む災害危険因子の解消について追記します。 なお、具体的な対策においては要因を分析し、関係機関と協議の上決定します。
治水対策-4	築堤・嵩上げ	・治水対策による築堤や宅地嵩上げの用地として耕作地が失われる可能性があります。そのため、築堤や宅地嵩上げを行っても耕作地を確保していく必要があります。	2	・本マスタープランのP17「各地域の意向に沿った整備の進め方」において、住民説明会を開催し住民の意向を把握して地区別の事業計画を決定することを記載しています。
治水対策-5	築堤・嵩上げ	・築堤や宅地嵩上げが行われる地域が示されていますが、現状で見込める完成時期を記載してほしい。	1	・合意形成が図れた地域については、詳細な調査・検討を行った後に可能な範囲において、事業完了時期等の予定について対象者に説明することを考えています。
地域創生-1	農業	・築堤により耕作地への冠水頻度が増加する可能性があります。耕作地の表土がなるべく浸食されないような配慮が必要です。	1	・河川整備計画のP95「(5)河道内樹木の管理」において水害防備林の保全が示されており、治水効果を活用できるよう地域と協力して保全・維持に努めることとしています。また本マスタープランP13/14にも追記いたします。
地域創生-2	農業	・移転する住民の中には、移転後も耕作を希望する農家もあり、耕作を継続できる施策を講じる必要があります。	1	・本マスタープランのP17「各地域の意向に沿った整備の進め方」において、住民説明会を開催し住民の意向を把握して地区別の事業計画を決定することを記載しています。
地域創生-3	産業	・江津市内の江の川沿川に窯業は行われていません。また、「江津市のまちなみ」として掲載されている赤瓦の画像は、江の川流域から外れた地区のものであり、本マスタープランに掲載するのは適当ではない。	1	・石州瓦含む窯業は江津を代表する業種ではありますが、ご指摘のとおり現在の江の川沿川には、これに関する企業はありませんのでP10、15に記載のされている部分については江津の水田に差し替えます。
地域創生-4	産業	・小水力発電の具体的な見通しを示してほしい。	1	・具体的な見通しについては各自体の計画をご覧ください。
地域創生-5	交通	・江の川では洪水時に沿川の道路が冠水し、多数の集落が孤立するため、江の川と並走する国道261号の冠水対策は沿川地域にとって最重要課題です。 ・国道261号の嵩上げを行ってほしい。	4	・道路の冠水対策については、災害時も往来が可能な導線の確保が必要であることを、p19.20'9. 江の川中下流域の将来像イメージ」に記載します。
地域創生-6	交通	・車両の進入が困難なエリアへの道路整備も計画に含めてほしい。 ・出水により集落が孤立しないよう県道へ繋ぐ計画を記載すべき。	1	・本マスタープランは、あらゆる関係者の協働により将来世代まで住み続けられる江の川中下流域を目指す共通指針です(マスタープランP2参照)。 今後このマスタープランの方針を基に、各地区の計画を検討することとしており、地区の計画に合わせて道路計画も検討していく予定です。道路の対策も必要なことについては、災害時も往来が可能な導線の確保が必要であることをp19.20'9. 江の川中下流域の将来像イメージ」に記載します。
地域創生-7	交通	・「地域公共交通ネットワークを維持・確保」について、どのようなものを想定しているのか明示してほしい。	1	・本マスタープランは、あらゆる関係者の協働により将来世代まで住み続けられる江の川中下流域を目指す共通指針であり(マスタープランP2参照)、今後具体的な内容を関係機関と検討していく予定です。
地域創生-8	まちづくり	・長良地区では、目標像として「新たなコミュニティ創出を目指す」と記載されているが、どのような想定をしているのでしょうか。	1	・本マスタープランは、あらゆる関係者の協働により将来世代まで住み続けられる江の川中下流域を目指す共通指針であり(マスタープランP2参照)、今後具体的な内容を関係機関と検討していく予定です。